

デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会報告案に関する意見募集の結果（全文）

【個人】

Ⅱ. 権利制限の一般規定（日本版フェアユース）の導入

該当ページ：12

概要：日本版フェアユースの導入は著作権者の創作活動を衰退化させる

全文：P. 12 中盤に >以上のことから、個別の限定列挙方式による権利制限規定に加え、権利者の利益を不当に害しないと認められる一定の範囲内で、公正な利用を包括的に許容し得る権利制限の一般規定（日本版フェアユース規定）を導入することが適当である。とあるが、ただし書き（下記）や >iii）一般規定の導入によりこれまで裁判例によって違法であるとされてきた行為が当然にすべて適法になるとの誤解等に基づいて違法行為が増加することが懸念され、訴訟コストの増加も含め権利者の負担が増加するのではないか、同ページ上段最下部（下記）、>司法の判断によってしか解決できないこととなる結果、権利者に更なる負担を強いることになるのではないか にあるように、訴訟の多い米国と異なり、訴訟を起こすことを（内容証明郵便を受け取ることも）人生の一大事と認識する国民が多い日本において、（訴訟天国と言われる米国の法社会状況を背景に成立している）米国版のフェアユースに範を採った日本版フェアユースを導入することは、著作権の侵害を侵害とは考えない国民が約 1/4 存在する状況(*1)においては、（フェアユース制度を曲解した者による）違法行為を更に助長させ、（法的に著作権者の権利が守られない、違法状態が拡大する、訴訟提起に関する費用・時間・心理的コストが負担であることにより）最終的に著作者による創作行為を衰退化させ、ひいては国策であるコンテンツ立国を実現できないのではないだろうか。*1：内閣府政府広報室>知的財産に関する特別世論調査 p4 <http://www8.cao.go.jp/survey/tokubetu/h20/h20-chizai.pdf> そもそも、法は弱者の権利を保護するために制定されるものであるが、弱者である著作権者への法的保護を、日本版フェアユースを導入して弱体化させることの意味が理解できない。法の精神に反するのではないか。

該当ページ：

概要：正当な権利者保護の項目がない

全文：いったん流通しながら流通しなくなり、購入したメディアも経年劣化で使用が困難、再購入も困難となったコンテンツの私的な保存活動もフェアユースとされるべきである。この際にコピー妨害技術の回避も違法とされるべきではない。既に販売を停止したコンテンツの複製が権利者の不当な権利侵害とは社会通念上思われぬし、そこまで利用者の権利を侵害してまで権利者の不明瞭な権利を守るべきではないからである。

該当ページ：

概要：

全文：こんな事されては我々権利者の立場がない フェアユースは絶対に導入させない 断固阻止する

該当ページ：

概要：フェアユースを即時導入すべきと考える。

全文：フェアユースを即時導入すべきと考える。 フェアユースによって、ネット上の多言語データの研究開発の利用が可能になれば、多言語の高精度翻訳システムが実現できて、国民の外国語の受信・発信能力を飛躍的に高めることができ、社会経済的な効果は計り知れない。例えば、現在国内で大変盛んになっているオンライン・ショッピング・サイトの日本語説明文を多言語に翻訳出来れば、日本の様々な消費財を海外に販売することが可能となり、国益に資することは確実である。現状を維持し、米国などフェアユースを取り入れた国が多言語翻訳能力を独占するようになれば、日本の社会経済的な力は大きく減じることになろう。

該当ページ：11

概要：フェアユース規定は日本には馴染まないので断固反対する。

全文：判例法の国の規定を、日本に持ち込んでうまくいくという安易な考えには賛同しかねる。日本はいつから訴訟社会になったのか。意味もよく分からず聞きかじった言葉の語感の受けが良さそうだからといって、いたずらに導入を煽っているのは誰か知らないが、導入を提案する以上、迅速な解決を可能とする司法制度の改革と併せて提案すべきであろう。それなくして「フェアユースの導入」などと声高に論じることは無責任極まりない。また、仮に実現できたとしても、常態として数多くのフェアユース訴訟を抱えることを覚悟すべきであって、客観的に見ても、迅速で円滑な流通を標榜する側の意見としては矛盾をきたしていることは明らかである。

該当ページ：9～13

概要：本報告案の日本版フェアユース規定導入は、著作物の商業利用についての際限のない権利制限を招来しかねませんので、強く反対します。

全文：貴調査会の「デジタル・ネット時代における知財制度の在り方について（報告案）」（以下「本報告案」といいます。）で「導入することが適当である。」（12頁）とされています「権利制限の一般規定（日本版フェアユース規定）」（以下「日本版フェアユース規定」といいます。）には、以下の理由で反対です。 1. 国際条約との適合性について 本報告案には、「I. コンテンツの流通促進方策」に関する記述では、「国際条約との適合性を担保することが必要である。」（7頁）とされているにもかかわらず、「II. 権利制限の一般規定（日本版フェアユース規定）の導入」の項目では、国際条約との適合性が必要である旨の記述がありません。 国際条約に適合するには、権利制限規定は(1) 特別の場合であること、(2) 著作権者の正当な利益を害さないこと、(3) 著作物の通常の利用を妨げないこと、の3要件を充足しなければなりません。 ところが、「日本版フェアユース規定」の必要性に関する貴調査会の議事録を拝見いたしますと、ニコニコ動画が「今訴訟になった場合に適法なサービスとみなせるか」というと、必ずしもそういう状況にない」（第1回議事録15頁）ことまで「日本版フェアユース規定」導入の必要性として主張されています。 ニコニコ動画が「適法なサービスとみなせるか」というと、必ずしもそういう状況にない」というのは、その運営するサイトに著作権者の許諾無くアップロードされた大量のコンテンツが置かれていることを指していると思われるのですが、そのような公衆送信権侵害状態を適法化するならば著作権者の正当な利益が害され、著作物の通常の利用が妨げられることは明白です。 「日本版フェアユース規定」は、「制裁よりもその法律が国益にかなうとすれば、あえて制裁を選ぶという道もありうる。」（第1回議事録24頁）として提案されているもののようですが、国際条約との適合性も必要ないとするならば、「日本版フェアユース規定」は際限の無い権利制限規定となりかねません。 しかも、わが国が国際条約を守らないならば、他国がわが国の著作物保護義務を履行しない場合に、わが国が他国にその義務の履行を要求できるとは思えません。 わが国の著作物は、海外の動画投稿サイトにおいても著作権を侵害してアップロードされています。他国に対し、条約に基づいてわが国の著作物の著作権保護を要求していかなければならないのですから、条約に反する権利制限規定を設けるべきではありません。国益の観点からも、わが国は条約を遵守する必要があるのではないのでしょうか。 2. 米国フェアユース規定と「日本版フェアユース規定」の相違 米国のフェアユース規定では一般的権利制限を認める場合のガイドラインが定められています。米国連邦著作権法107条(i)号は、フェアユースの考慮要素のひとつとして、「使用の目的及び性質（使用が商業性を有するかまたは非営利

的教育目的かを含む。』（本報告案 10 頁で、「外国著作権法令集(29)ーアメリカ編ー」（平成 12 年 7 月社団法人著作権情報センター）を抜粋）ということ掲げています。ですから、米国のフェアユース規定では、その成否の判断において商業性を有する使用であることは否定的要素となります。しかしながら、「日本版フェアユース規定」は、「情報通信技術を活用した新しい産業の創出という観点」（本報告案 12 頁）や「創造的な事業への挑戦を促進すべき」（本報告案 12 頁）という視点から権利制限をしようというのですから、商業性を有する著作物の利用について著作権を制限することにならなければ意味がありません。すなわち、米国ではフェアユースの否定的要素となる「商業性を有する使用」が、「日本版フェアユース規定」ではフェアユースの肯定的要素とすることになると考えられます。本報告案では「日本版フェアユース規定」に定められるべき考慮要素が示されていませんが、「日本版フェアユース規定」は、米国のフェアユースの法理とはまったく異なる権利制限規定になると考えられますから、どこまで権利制限が拡大されるか予想することもできません。したがって、日本版フェアユース規定の導入は止めていただくことを要望いたします。以上

該当ページ：

概要：著作権知識が普及していない状態でフェアユースを導入することは権利者・利用者双方にとって利益がないと考えます。

全文：フェアユースという抽象的な規定にしてしまうと、制限にあたる部分とあたらない部分が不明瞭になり、勝手な解釈や思い込みで権利侵害が行われる可能性が高くなり、裁判所が判断することになれば、時間や費用もかかるため権利者にとって多大な負担となります。「公正な利用」言って違法な行為を行う人が出てくる可能性は高いです。違法行為が横行するような事態は避けるべきです。また、まだ国民全体に著作権の知識がきちんと普及しているとは言いがたいので、一般人が制限にあたるかを判断できる状態ではないのに導入することは危険だと思います。

該当ページ：

概要：フェアユース規定の導入に反対

全文：公正利用を主張し、違法利用をする人が相当出てくると思われるが、権利者はその都度裁判を起こすことは難しいため、結果権利者は大きな不利益を被ることになることは明らかなため、フェアユース規定の導入には反対です。

該当ページ：9～13

概要：一般フェアユース条項について、ユーザーに対する意義からも、可能な限り早期に導入することを求める。

全文：一般フェアユース条項について、ユーザーに対する意義からも、可能な限り早期に導入することを求める。特に、インターネットのように、ほぼ全国民が利用者兼権利者となり得、考えられる利用形態が発散し、個別の規定では公正利用の類型を拾い切れなくなるところでは、フェアユースのような一般規定は保護と利用のバランスを取る上で重要な意義を持つものである。最終報告を作るにあたっては、検討の上ユーザーにとっての一般フェアユース条項の意義も書き込んでもらいたい。フェアユースの導入によって、私的複製の範囲が縮小されることはあってはならないことであり、実際の規定にあたっては、要件はアメリカの規定と同程度とするとともに、現行の各種権利制限規定もそのまま残すべきである。なお、一般フェアユース条項を導入している国は、アメリカの他にも台湾やイスラエルなどがあり、これらの国の規定も参考になるだろう。また、権利を侵害するかしないかは刑事罰がかかるかかからないかの問題でもあり、公正という概念で刑事罰の問題を解決できるのかとする意見もあるようだが、かえって、このような現状の過剰な刑事罰リスクからも、フェアユースは必要なものと私は考える。現在親告罪であることが多少セーフハーバーになっているとはいえ、アニメ画像一枚の利用で別件逮捕されたり、セーフハーバーなしの著作権侵害幫助罪でサーバー管理者が逮捕されたりすることは、著作権法の主旨から考えて本来あってはならないことである。政府にあっては、著作権法の本来の主旨を超えた過剰リスクによって、本来公正として認められるべき事業・利用まで萎縮しているという事態を本当に深刻に受け止め、一刻も早い改善を図ってもらいたい。

該当ページ：9

概要：日本版フェアユースの規定が曖昧です。具体例を示さないと意味がないと思います。

全文：現在、情報検索が大きな市場になっているのは、googleなどで実証済みです。しかし、日本の著作権では、通信システムにおいて必須のデータキャッシュですら、コピーとなされます。つまり情報検索どころか、通信システムすべてが違法で、違法状態が続いている状態です。これを解消するための日本版フェアユースの規定だとおもいます。基本的な方針は賛成ですが、具体的な内容がないため、内容が非常に曖昧で論争になりません。裁判でも法令より例が重要です。これと同じだと思います。

該当ページ：

概要：各種業界団体の著作物利用に関する詳細なるガイドラインをもつての導入であれば、致しかたないと思います。

全文：フェアユース規定導入については、各種業界団体の著作物利用に関する詳細なるガイドラインをもつての導入であれば、致しかたないと思います。それは、フェアユースの導入が進んでいる米英とは法律が異なること、またコンテンツ産業の形態もまた異なることから日本独自のガイドラインが必要となります。現在、日本の著作権法では「私的使用のための複製」「図書館等における複製」「引用と転載」「学校教育番組の放送」など、個別ケースによって許諾なしに著作物が利用できる「権利制限規定」が設けられています。フェアユース規定が導入された後も、必要に応じて権利制限の個別規定の導入について検討する必要があると思います。日本版フェアユース規定導入に対する慎重な検討をお願いしたいと思います。

該当ページ：P12

概要：遵法意識の高い国民性だからこそ、明確なルールを制定することで規定遵守の雰囲気も醸成し易いはず。分かり易いルール作りを求める。

全文：i) 日本人の法意識等に照らしリスクを内包した制度はあまり活用されないのではないかとありますが、だからこそ国民が安心してコンテンツと関われるルール(=一般規定)作りが必要とされているのではと思います。現状では報告案にありますように、正当な利用や複製なのかという点においてグレーゾーンが多く、国民がそうした行為に関してリスクを感じつつコンテンツと接している状況です。せっかくインターネットの普及やデジタル化によりコンテンツの複製が容易に行えるようになったにも関わらず、そのことが専ら権利侵害の観点で扱われているのは嘆かわしく、勿体無いことです。もともと映像や音楽は複製できることが大きな特性であり、ビジネスとして成立し得ている要因でもあります。技術の進歩により誰もが簡単に複製を行えるようになったことは、コンテンツと社会との関わりを大きく飛躍させる可能性を秘めたことであるはずですが、日本人の遵法精神は世界的に見ても高い水準にあると思います。だからと言ってそのような可能性が、諸外国と比較して狭められてしまうようなことがあってはならないはずですが。遵法意識の高い国民だからこそ、明確な線引きをすることで、多数の国民が権利制限を遵守する雰囲気も醸成しやすいのではないのでしょうか。国民がリスクを感じず、安心してコンテンツと正当に関われるような明確な一般規定を、できるだけ分かりやすい形で示すことが必要だと思います。

該当ページ：11

概要：日本版フェアユースの導入には議論が不足しており慎重な対応を望む。

全文：報告書では、権利者の利益を不当に害しないと認められる一定の範囲でフェアユースを認めることが提案されているが、フェアユースとなる基準や要件の具体的な議論が無いままにこれが導入されれば、混乱を招くことは必至と思われる。現状の「引用」であっても多くの争いがあるのに、フェアユースにおいては更に争いが増えることは目に見えている。フェアユースか否かを巡って権利者と利用者の間で不毛な争いが起こらないよう、十分議論を尽くした上で「一定の範囲」の要件を明示する必要があると考える。なお、フェアユースの導入にあたって著作権者人格権への配慮を欠くことが無いよう注意すべきである。

該当ページ：9 頁以下

概要：技術的な制限手段の回避によって、複製等が可能になった場合における、権利制限の一般規定の適用についての検討が必要である。

全文：1. はじめに 『デジタル・ネット時代における知財制度の在り方について(報告案)』(以下「本報告案」) 12 頁以下では、「個別の限定列挙方式による権利制限規定に加え、権利者の利益を不当に害しないと認められる一定の範囲内で、公正な利用を包括的に許容し得る権利制限の一般規定(日本版フェアユース規定)を導入することが適当である」とした上で、いくつかの留意事項や一般規定の規定振りなどについて指摘している。他方、本報告案 15 頁以下では、「コンテンツの技術的な制限手段の回避に対する規制の在り方について」検討し、「コンテンツの経済的価値を損なうような行為については、…規制を見直し、被害を防止するための措置を講じることが必要である」として、不正競争防止法による見直しや著作権法においてアクセス・コントロールの回避行為を位置付けるなどの対応案が例として示されている。権利制限規定と技術的な制限手段(以下、著作権法における、いわゆるコピー・コントロールにあたる「技術的保護手段」に限定して扱うものとする)との関係については、これまでも、諸外国における議論や立法例ばかりではなく、わが国における著作権法改正時においても、幾度となく指摘されてきたところである。したがって、本報告案が述べるように、権利制限の一般規定(日本版フェアユース規定)を導入するにあたって、技術的な制限手段の回避によって、複製等が可能になった場合における、権利制限の一般規定の適用についての検討が必要であると思われる。2. わが国の著作権法における権利制限規定と技術的な制限手段の回避に対する考え方わが国の著作権法では、権利制限規定と技術的な制限手段の回避行為それぞれ自体との関係については、私的使用目的の複製における権利制限と、それ以外の権利制限とに分けて、二つの態度が見受けられるものと思われる。すなわち、ひとつには、著作権法 30 条 1 項 2 号では「技術的保護手段の回避…により可能となり、又はその結果に障害が生じないようになった複製を、その事実を知りながら行う場合」には、たとえ私的使用目的の複製であっても著作権侵害とし、いわば技術的な制限手段の実行を、個別の権利制限規定に対して優位に位置付ける態度である。もうひとつは、私的使用目的の複製以外の権利制限規定については、「技術的保護手段の回避により可能となった複製等であっても、権利制限から除外することはせずに引き続き著作権者等の許諾を得ずに行えることになっているが、これは、私的使用のための複製以外の権利制限は、公益性、社会慣行、他の権利との調整といった趣旨から設けられているものであり、技術的保護手段の回避により可能となった複製等が行なわれたとしても、著作権者等の利益を不当に害するおそれがあるとまでは現状ではいえないことを考慮したものである」(文化庁長官官房著作権課内著作権法令研究会＝通

商産業省知的財産政策室編『著作権法・不正競争防止法改正解説—デジタル・コンテンツの法的保護—』95 頁(有斐閣、1999))として、私的使用目的の複製における権利制限以外の権利制限規定については、たとえ技術的な制限手段が回避された場合であっても、著作権者等の利益を不当に害するおそれがなく、いわば個別の権利制限規定を技術的な制限手段の実行に対して優位に位置付ける態度である。本報告案 9 頁が、「権利者の利益を不当に害しない公正な利用であれば許諾なしに著作物を利用できるようにする権利制限の一般規定を設ける」と示されていることからすると、権利制限の一般規定が導入された場合には、たとえ、技術的な制限手段を回避した複製等であっても、権利制限の一般規定の適用は排除されないことになりそうである。しかしながら、このことは、権利制限規定が個別的に規定されている場合が前提となっているのであって、仮に、権利制限の一般規定が導入された場合には、その前提が異なることになる。権利制限の一般規定の適用が問題となるケースには、私的使用目的の複製に近いものに位置付けられるものから、それ以外の権利制限規定に近いものに位置付けられるもの、更には現行の個別的な権利制限規定のいずれにも近いとは言えないようなケースまで、幅広く想定され得る。したがって、権利制限の一般規定を導入するのであれば、技術的な制限手段が回避された場合の利用行為が、権利制限の一般規定の適用を受けるのかについて検討することが適当であると思われる。3. 技術的な制限手段の回避と権利制限の一般規定の適用に関する考え方そこで、技術的な制限手段の回避と権利制限の一般規定の適用との問題が、今後検討されるのであれば、次のように考え方が成り立つのではないかと考えられる。(一)第一に、技術的な制限手段が回避されたことは、権利制限の一般規定の適用とは、無関係なものと考えることである。このような考え方は、アメリカの立法例に見受けられるところである。すなわち、アメリカでは、コピー・コントロール回避行為それ自体は規制対象とせず、回避装置等の提供行為を規制しているが(アメリカ著作権法 1201 条(b))、このことは、「著作権侵害にかかる本編に基づく権利、救済、制限または抗弁(フェア・ユースを含む)に影響を及ぼさない」と定めている(アメリカ著作権法 1201 条(c)(1))。(二)第二に、技術的な制限手段が回避されたことを、権利制限の一般規定の適用と関連付けて考えることである。この考えは、関連の度合いによって、次のように分けられよう。すなわち、(イ)技術的な保護技術が回避された場合には、権利制限の一般規定の適用を認めないとする考え方と、(ロ)技術的な制限手段が回避されたことを、権利制限の一般規定の適用を判断するにあたって、ひとつの考慮要素とする考え方である。この(ロ)の考え方であっても、技術的な制限手段が回避されたことは、必ずしも、権利制限の一般規定の適用に不利に働くものと考えただけではなく、有利にも働き得ることをも想定されなければならない。このような技術的な制限手段の回避と権利制限の一般規定の適用と関連付ける考え方は、上記 2 におけるわが国の著作権法 30 条 1 項が、私的使用目的の複製であっても、技術的な制限手段を回避されたことを知

りながら行った複製については、著作権侵害としていることにも見受けられるところである。また、欧州では、2001年のEC情報社会指令第6条において、加盟国に対して、技術的手段が施された著作物等の利用について、個別的な権利制限規定に基づく受益者のために適当な措置を講じることを求めている。このような欧州の情報社会指令の規定は、技術的な制限手段の回避と個別的な権利制限規定の適用との関係について、特別な配慮を示した規定と位置付けることができよう。4. 今後の更なる検討の必要性 権利制限の一般規定(日本版フェアユース規定)の導入にあたっては、「技術の進歩や新たなビジネスモデルの出現に柔軟に対応できる法制度」(本報告9頁)といった、耳触りのいい導入理由を掲げている。しかしながら、権利制限の一般規定の導入には、検討すべき課題が数多く残されているものと思われる。本稿では、「技術的な制限手段」を著作権法における「技術的保護手段」に限定して扱っており、アクセス・コントロールを含めて「技術的な制限手段」として考えた場合に、これを回避した複製等の行為と権利制限の一般規定の適用を、どのように考るのかという課題が残されている。権利制限の一般規定の導入には、このような技術的な制限手段の回避との関係のみならず、わが国の著作権法体系と、これまでの著作権法改正との理論的整合性との観点からも、検討すべき課題は多岐に亘って残されているものと考えられる。したがって、権利制限の一般規定の導入にあたっては、今後も更なる検討の必要があると思われる。以上

該当ページ：9

概要：フェアユースの導入に反対です

全文：裁判所の判断を待たずに、個々人、その場その場の判断で適法と見做して事業を行うことは極めて危険ではないでしょうか。緊急車両に例えてみれば、一定の事由がある場合は、赤信号を通行しようと、逆走しようと許されるケースがありますが、これが「フェアユース」的な方式がまかり通るのであれば、「親の死に目に間に合わない」「子供が生まれる」などの理由により、誰でも赤信号を無視するようなものであり、新たな衝突事故が生まれることは明らかです。また、明文化しないのことは、ユーザーからみれば「この位ならまあいいだろう」、権利者から見ても「この位なら（費用対効果を考えると無許諾でも）まあいいだろう」というグレーな利用が氾濫し、結果、従前の「なあなあ」「馴れ合い」のビジネスが氾濫してしまうと考えます。従って、今後日本の著作権ビジネスを確固とした制度のもとに成り立たせるためには、フェアユースは不要であると考えます。

該当ページ：

概要：権利制限の一般規定導入は、安易な産業振興のために行われるべきではない。

全文：権利制限規定を設けるとしても、あくまでも例外的な措置で、現行の著作権法は、個別具体の事例に沿って権利制限の規定を定めているため、これら規定に該当しない行為については、たとえ権利者の利益を不当に害しないものであっても形式的には違法となってしまうとしても、直ちに権利者の利益を不当に害しない公正な利用であれば許諾なしに著作物を利用できるようにする権利制限の一般規定を設ける必要はないと考えます。

該当ページ：9

概要：権利制限規定が無いために利用できないところを、救えるところに意味があるという方向性で整理するのが妥当である。

全文：フェアユース導入により、日常的に結果として蔓延している軽微な権利侵害が解決できるといわれているが、ネット上においては権利者に不利益をもたらすような権利侵害が実際に日々繰り返行われている実態をふまえれば、意図的に混同される危険が想定するのが妥当な話であろう。なぜなら、新聞で読む限り、あたかも自由利用の領域を拡大する検討であるかのように受け取られている観があるからだ。つまり、フェアユースを根拠にして、フリーユースを正当化し権利者を無視した論調となっていくのは明白である。また、フェアユースを認めるべき利用目的については、何の分析も議論もないまま、ビジネスや産業創出といった理由だけを挙げて、唐突にフェアユース規定の導入を主張している。これらは、目的と結果を意図的に混同していると思えない。個人的には障害者福祉のための利用・改変などにフェアユースが適用されるのは良いと思う。現状の著作権法においても第37条で権利制限が規定されているが、その範囲は実態には馴染まず、厳しく定められていて、十分なものとはいえないと思う。障害者福祉関係であれば、市場性や経済性は無いし、目的をふまえても、権利者側もこの範囲の適用に対しては理解を示すのではないだろうか。つまり、権利制限規定が無いために利用できないところを、救えるところに意味があるという方向性で整理するのが妥当であろう。（もちろん非営利であるのが前提）

該当ページ：11

概要：「日本版フェアユース規定」の導入には反対する。仮に一般規定の導入を検討する必要があったとしても、ビジネスでの利用にまで範囲を拡大すべきではない。

全文：報告案では、「技術の進歩や新たなビジネスモデルの出現に柔軟に対応できる法制度とするため、権利者の利益を不当に害しない公正な利用であれば許諾なしに著作物を利用できるようにする権利制限の一般規定を設ける」ことにつき検討し、その結果、そのために必要とされる権利制限の一般規定を「日本版フェアユース」と称し、「導入することが適当である」と結んでいる。しかし、権利制限の一般規定の必要性の検討は否定しないが、報告案にいう「日本版フェアユース規定」については、検討結果に至るまでの関係者の意見聴取や議論が不十分であり、かつその内容についても以下のような問題があることから、導入には反対する。(1)「日本版フェアユース規定」の定義が不明確。報告案には、「日本版フェアユース規定」が、具体的にどのような規定であるかが示されておらず、また、導入した場合の効果や具体的な問題点についての検証や検討が全くなされていない。(2)権利制限の一般規定をビジネス分野まで広げることの問題 アメリカ著作権法でも、権利制限の一般規定が射程としている適用範囲は「批評、解説、ニュース報道、教授、研究または調査等」を目的とする著作物の利用までである。しかし、報告案から読み取れるのは、「日本版フェアユース規定」が想定する適用範囲が、この範囲を逸脱していると考えられる。この範囲を、報告案の想定どおりビジネス上の著作物利用にまで拡大させてしまうと、「日本版フェアユース規定」は権利者の利益を不当に害するビジネスの免責の主張にも利用されかねず、いたずらに混乱を招く恐れがある。また、このような混乱の結果生じた紛争の解決のためには、訴訟を提起するよりほかはなく、これまで以上に訴訟の数が増加するようなことになれば、著作権者側の負担が一方的に増大し、結果として権利者の利益を不当に害するビジネスが蔓延する恐れがある。なお、特に求めたいのは、現行制度の権利制限の限定列举方式が具体的にどのようなビジネスモデルに対して委縮効果をもたらしているか、一体どれだけあるのかの全体像と具体例である。そうした実態も示さずに、ただ「委縮効果をもたらしている」という論理で一方的に「日本版フェアユース規定」を導入しようとするような、法制度に対する暴挙がまかり通るようでは、我が国の文化に将来はない。ただし、「日本版フェアユース規定」の問題とは別に、従来の権利制限の限定列举方式によれば、写りこみなど些細な利用や教育、調査、研究目的の非営利利用の中に、権利制限の規定に該当しない行為であっても「権利者の利益を不当に害しないものであって形式的には違法となってしまう」事例があることは認識している。こうした事例について、実際の運用においては、「権利制限規定に直接的には該当しないような利用であっても、裁判において公正な利用と判断される場合には、著作権法上

の「複製」の柔軟な解釈や権利制限規定の柔軟な解釈等により、適法とする例が見受けられる」ように、現行法の下でも十分運用は可能であると考えるが、仮に権利制限の一般規定の導入を検討する必要があるとするのであれば、こうした範囲に限定することを前提に、諸外国との法的、社会的環境の違いや、導入がもたらす効果の実例に則した検証を行った上で、関係者の意見を十分聴取しつつ、慎重に議論を進めるべきであると考える。

該当ページ：

概要：導入は無理

全文：そもそも日本版という言葉に違和感を覚える。報告案では日本版という言葉の定義が不明確であり、そのため今後の方向性が見えていない。このフェアユースはビジネスの分野には影響を及ぼさないのは欧米の例を見れば明らかである。そのためフェアユースを導入したとしてもビジネスの活性化に結びつくという結論は不適當。また、フェアユースが成り立つのはアメリカのように国民が訴訟慣れしておりその手続も迅速に行える前提があるからである。現状での日本の訴訟のスピード・日本人の訴訟に対する国民性を考慮に入れた際にそもそもフェアユースが成立する土台がない。

該当ページ：11

概要：「フェアユース」という言葉が独り歩きして、ユーザーによる勝手な解釈、権利侵害が蔓延するのでは？

全文：新たなコンテンツ流通やビジネスに伴い、権利制限のあり方を検討するのは必至だが、裁判の土壌がない日本でフェアユースの考え方は効果がないのではないだろうか。また、「収入を得ていないから」「好きなアーティストのプロモートにつながっている」等、フェアユースの名の下に一般ユーザーが勝手な解釈のもと違法利用を行う大義名分になってしまう懸念がある。個別規定で権利を制限した方が結果としては良いのではないだろうか。

該当ページ：9～13

概要：日本版フェアユースの導入に賛成する。積極的に推進して欲しい。ただし、一部団体が主張する「公的補償」とセットで導入することには反対する。

全文：日本版フェアユースの導入に賛成する。積極的に推進して欲しい。ただし、検討の際にネットビジネスへの対応という点が強調されすぎているように思う。日本版フェアユースを必要としているのはネットビジネスよりも、非営利な活動や公共的な活動で、現行の著作権法の権利制限の対象となっていない部分であると思う。例えば、障害者の著作物利用に関する権利制限は法制問題小委員会などで審議されているが、著作権者と自称するものたちの不合理な反対意見や懸念によって、なかなか権利制限の対象とならない事態が続いている。日本版フェアユースは、むしろ、これらを解決するために導入すべきである。検討に際しては、ネットビジネスよりも、非営利な活動、公共的な活動に役立つものであることを、強調してもらいたい。また、著作権保護期間の延長問題を考えるフォーラムが「保護期間延長問題と創作・流通促進に関する共同提言」を発表し、その中で日本語版フェアユースの導入とともに、「また、この「フェアユース」規定や従来の個別規定により、（特に図書館・教育・福祉関連等の）公益目的で作品が利用される場合に限り、創作者や著作権者に対して利用行為の結果生じた社会的な利益を還流するための仕組みを、フェアユース規定導入と平行して検討すべきである。」との提言をしているが、この提言は、一グループが提言しているものに過ぎず、この意見を特別扱いすることの無いようにお願いしたい。私は、この意見には真っ向から反対である。公益目的の利用であるからこそ、自由に利用できなければならないし、そのために日本版フェアユースは必要である。しかし、そこに「利益還元」を求めるのは、日本版フェアユースの意義を否定するものであると考えます。日本版フェアユースの是非を議論する際に、「利益還元」をすることをセットで議論することは絶対にしないでほしい。改めて記すが、「日本版フェアユース」の導入には賛成であり、積極的に推進していただきたい。

該当ページ：

概要：日本版フェアユース規定の導入に反対

全文：報告案には、現行の著作権法が新規分野への技術開発等に対して萎縮効果を及ぼしているとするが、権利制限規定が新産業の創出を阻害した具体的な事例があるのか。この報告案は全体的に単に経済的な見地から、日本の著作権法を外国のものに都合のいいところだけを取り出して合わせようとしているだけのようにも見える。コンテンツの流通促進の施策の検討には文化的な見地が不可欠であり、このことを肝に銘じて一から検討をし直していただきたい。

該当ページ：9～13

概要：権利制限の一般規定の導入については著作権法の権利制限規定の硬直性を解消する観点から賛成

全文：著作権の制限に関して、個別具体的な事由に限定しない一般抽象的に制限がされうるとするいわゆる「フェアユース条項」について、速やかに導入すべき。すなわち、著作物の態様やその流通・伝達形態、利用態様が急速に多様化する中で、権利者と利用者とのバランスの調整、すなわち権利の制限が、著作権法に限定列挙されている個別具体的なもののみであれば、法律改正が事象の後追いとならざるを得ないことも相まって、実質的には権利者の利益を害していないと評価しうような利用態様に対して、適時適切な調整機能を発揮することは困難となる。この点、これまでの裁判例では、権利（各支分権）の規定の解釈論、権利の制限規定の解釈論、個別の事案における事実認定などを通じて「実務上の対応」が図られているところではあるが、上述の動きの中ではかかる対応にも限界がある。また、著作物の利用者が拡散している昨今、権利制限規定の不備は、形式的には権利を侵害する者を排出することにつながり、著作権侵害に対して刑事罰の適用が予定されていることから（現状は親告罪ではあるものの）潜在的な犯罪者を生み出すことにつながるものである。かかる観点から、著作物の保護と利用との関係を迅速・適切に調整するための法的根拠として、いわゆる「フェアユース条項」について、速やかに導入することに賛成するとともに、「個別規定と一般規定との関係」及び「一般規定の規定ぶり」のあり方については、報告書（12～13ページ）に記載の方向で進めることを支持する。また、フェアユース条項が及ぶ権利の範囲については、財産権としての著作権だけでなく、著作者人格権、実演家人格権、著作隣接権をも含む形で検討を進めるべきことを明記することを求める。なお、蛇足ではあるが、報告案では「権利制限の一般規定（日本版フェアユース）の導入」との記載が見出し及び本文に散見されるが、そもそも日本における著作権法制のあり方を検討しているものであり、加えて、これを導入した場合であっても国際的にみて新規（新奇）な内容の条項として仕上がることは想定しがたいことから、殊更に「日本版」などと強調する必要はないと考えるところ、再考を促したい。

該当ページ：9

概要：日本版フェアユースの導入は時期尚早

全文：新たなビジネスモデルへの柔軟な対応を目的とするフェアユースの導入は危険ではないでしょうか。フェアユースの名をふりかざした、無許諾行為が横行することが容易に想像されます。当然、訴訟で解決することになるのでしょうか、訴訟が乱立したときに、日本の知財高裁はそれに耐えうるのでしょうか。また、それが日本の社会・文化に馴染むでしょうか、私はそうは思いません。ここまで日本の知的財産が成長し、文化が発展してきたのは、現在の権利保護制度が正しかったことの証であると、評価されてもいいのではないのでしょうか。ユーザー側から、権利制限を求める声が上がることはいつの時代も同じです。そして、頭数の上では権利者<ユーザーという状況が当然ですから、ユーザーの声が大きく聞こえてしまいがちですが、しかしだからこそ弱い立場の権利者を著作権法で護らねばならぬのだと考えます。ユーザーの声に応えるのは容易いものの、再び制限を撤廃することは非常に困難なはずですから、もっと慎重になるべきです。日本版フェアユースの導入は見送るべきと考えます。

該当ページ：9

概要：技術革新のスピードが速い社会状況であるからこそ、日本版フェアユース規定を安易に定めてしまうことは危険であり、新規ケースが出る度に都度判断していく必要がある。

全文：報告案には、新規分野への技術開発や事業活動に対して現行の著作権法が萎縮効果を及ぼしているとのあるが、具体的事例はあるのであろうか。技術開発・革新のスピードが速いという現在の社会状況であるからこそ、公正と判断される利用を包括的に許容する規定を、安易に定めてしまうことは危険である。今後産業通信技術等は常に革新されていくものと思われるので、結局は、日本版フェアユース規定を定めたとしてもその範囲内に収まるものかどうか判断がつかない場合が出てくるのではないかと。そうであればそもそも規定を定める必要はない。そういったことから、仮に新規分野の産業にフェアユースを適用する必要があるのであれば、それが適用されるのか否かは、都度ケースごとに判断していく必要のある段階であると考えます。

該当ページ：11～13

概要：フェアユース規定の導入に賛成です。要望として、絶版物の流通させる行為もフェアユース規定に盛り込むべきだと思います。

全文：録画ネット裁判（知財高裁 平成17年（ラ）第10007号）やまねきTV裁判（東京地裁 平成19年（ワ）第5765号）のように個人が海外で日本の番組を視聴するサービスに対して権利者は目くじらをたてて、裁判をおこしサービスをつぶしている。この利用自体は、利用者側から言えば私的録画でしかないと考えます。このようなやり方をしていた場合、今後ネット関係のサービスが日本では育たない結果となり、産業のパラダイムシフトができなくなります。その結果、日本はネット後進国となり産業が衰退するでしょう。そのような、権利者の横暴な対応を規制するためフェアユース規定を導入するのはやむを得ないと考えます。また、フェアユース規定で、絶版して流通していない著作物を権利者の許可なく流通できるようにすべきだと思います。流通しないことで文化的価値ゼロである一方で絶版しているだけで権利者の利益を損なうことはありません。この絶版の状態は人類共有の財産である文化が失われることとなります。これを回避するため絶版された著作物を流通させることもフェアユースとすべきだと思います。ただし、権利者が異議を申し立てた場合、以後は権利者の許可が必要とすればいいと思います。

該当ページ：

概要：

全文：アメリカでもイギリスでも、フェアユースとして権利が制限されるのは、批評やニュースの報道などのごく限られた分野である。にもかかわらず、新たなビジネスへの対応としてフェアユースが語られていることに違和感を覚える。ビジネスを重視することが、フェアであるとはとても考えられない。

該当ページ：12

概要：公正な利用を包括的に許容しても、その間をぬって違法な行為が増えるだけなので、この規定は難しいと思う。

全文：公正な利用を包括的に許容しても、その間をぬって違法な行為が増えるだけなので、この規定は難しいと思う。

該当ページ：

概要：米国で行われているブログを対象とした検索技術・自然言語処理技術の評価会を、日本でもおこなえるような形でフェアユース法を制定していただきたく存じます。

全文：国際的な調和の節にも関係するかもしれませんが、フェアユースの導入に関しまして、米国と日本の両方にいる立場から意見を述べさせていただきます。現在、米国では国立標準技術院研究所（NIST）が、ブログを対象として参加者に配布する形で、情報検索、意見抽出、質問に対する回答の提供、要約といった技術評価のための会議（Text Analysis Conference）を開催しています。日本の国立情報学研究所も同様の企画を行っていましたが、現在のところは法的に安全な題材のみを対象としています。このままでは、世界的に見ても技術の研磨といった見地から遅れをとる一方です。ぜひこのような会議の開催が可能となるようにフェアユース法の制定をご検討いただけますと幸いです。

該当ページ：12

概要：日本版フェアユースの導入を「適当」とした検討結果に賛成する。また、フェアユースとしての評価が定着した利用行為は個別規定として追加すべきとのまとめにも賛成である。

全文：日本版フェアユースに関する専門調査会の検討につき、「個別の限定列举方式による権利制限規定に加え、権利者の利益を不当に害しないと認められる一定の範囲内で、公正な利用を包括的に許容し得る権利制限の一般規定（日本版フェアユース規定）を導入することが適当である」との結果に賛成である。既にある個別の権利制限規定を残しつつ、そこから漏れる利用行為についてフェアユースか判断する「日本版」の趣旨にも賛同できる。個別規定で自由利用が明示的に許されたものは、既に社会的合意が取れたものと考えられる。その一方で、個別規定の対象とは現在なっていない著作物利用の中にも、権利制限の必要性が指摘されながら法改正に至っていないものが多い。「日本版フェアユース」規定がこうした利用行為の「受け皿」となることを期待する。上記観点は報告案同ページの「個別規定と一般規定の関係」でも書かれている。「利用者側の予見可能性や適正・迅速な裁判の確立という観点からすれば、法改正までの時間はかかるものの、個別具体的な規定の方が望ましいと考えられる。／したがって、権利制限の一般規定が定められた後も、著作権法の体系においては引き続き、適法と取り扱うのが望ましい行為については、必要に応じて権利制限の個別規定を追加していくことが必要である」とのまとめにも賛成する。フェアユース規定で評価の定着した利用行為について個別権利制限規定を追加していくことが、その後の紛争を防ぐ上でも好ましい。

該当ページ：13

概要：日本版フェアユースの規定振りについて、専門調査会の考えをもっと踏み込んで示すべきである。また、専門調査会としてフェアユース規定に期待する効果も明示すべきである。

全文：「一般規定の規定振りについて」の項目は、実際には文化審議会著作権分科会（法制問題小委員会）へ渡して検討させるものと考えられる。その前段階で、本報告書に「予見可能性を一定程度担保するためにも『公正な利用は許される』のような広範な権利制限を認めるような規定ではなく、『著作物の性質』『利用の目的及び態様』など具体的な考慮要素を掲げるべき」との踏み込んだ記述があることを支持する。さらに言えば、知財本部あるいは専門調査会としての考え方を更に打ち出すべきである。 具体的な規定を示すことまでしなくても、専門調査会で委員から指摘のあった、司法でのカラオケ法理の拡大によりネット関連サービスが「違法」と判断されがちな現状や、個別権利制限規定の追加が間に合っていない例（特に障害者福祉や薬事関連）など、「日本版フェアユース」規定の導入で適法化が望まれる利用例を示しても良いのではないか。それを受けて法制問題小委員会での検討に入るべきだ。ただし、あくまでも例示であり、そこで示されないものがフェアユースである必要が無いと解釈されないよう工夫することは必要だろうが。

該当ページ：11

概要：権利制限の一般規定を導入する必要性を具体的に検証し、まずは個別具体的な権利制限規定の創設の適否を検討すべきである。

全文：「権利制限の一般規定」を創設することによって、具体的にどのようなビジネスを振興することが意図されているのが明確でない。個別具体的な権利制限規定から漏れる部分をカバーするといった、控えめなスタンスも考えられる中、本報告では、新たなネット関連ビジネスの支援に重点が置かれている。「技術の進歩や新たなビジネスモデルの出現に柔軟に対応できる法制度」の創設が目的として掲げられ、「情報通信技術を活用した新しい産業の創出」が必要であると記載されているが、非常に漠然とした問題意識であり、個別具体的な検証が尽くされていない。権利制限規定の一般規定を設けた場合は、適法・違法の判断を専ら司法に委ねることになるが、実際に司法判断を仰ぐに至るケースは少数と予想され、本来であれば、違法行為として断罪される可能性の高いビジネスが「フェアユース」の名の下に水面下に潜る事態も想定される。仮に権利制限の一般規定が創設されたとしても、司法判断が下されるまでの間は、自己のビジネスの適法性が明確に担保されることにはならないほか、刑事罰の適否についても、構成要件の不明確性が憂慮される。適法性を保証することによりネット関連ビジネスの発展を後押しすることを目的とするのであれば、それは、個別具体的な権利制限規定により対応することの方がコンプライアンスの観点からは適切である。従って、「権利制限の一般規定」の創設を検討する前に、まずは、具体的に支障を来しているビジネスモデルの洗い出しを行うことが必要であり、権利制限によって対応することの適否を判断した上で、次に、権利制限規定の在り方を検討すべきである。十分な検討を経ないまま包括的な権利制限規定を創設することは、いわば、訴訟当事者しか関与し得ない司法判断に、著作物利用のルール形成を白紙委任的に委ねることになるが、その妥当性は厳しく問われて然るべきである。

該当ページ：

概要：違法行為が横行するような事態は避けるべきです。

全文：一般的、抽象的に権利を制限する規定を導入することは、違法行為を助長することになります。「公正な利用」と言い張って、違法な行為を平気で行う人が登場するはずで、違法行為が横行するような事態は避けるべきです。

該当ページ：9

概要：権利侵害を増加させる恐れのあるフェアユース導入には反対。必要があれば個別の権利制限を設けるべき。

全文：一般の人々が持っているネット上の著作権侵害に対する問題意識の低さは想像以上に酷いものである。（日本レコード協会の調査によれば、違法サイト利用に対して、罪悪感を感じないユーザーは82%にも及ぶ。）権利者に無断でコンテンツをアップロードしても違法はならないと思っている人は私の周りにも大勢存在する。また、同時に「権利者の許諾を得ずに都合よく著作物を利用したい」人たちが大勢いることも事実である。フェアユースの導入はこうした人々の根拠の無い主張を助長し、ネットの世界を現在よりも無法地帯化させる恐れが十分にある。報告案では著作権がネットビジネスを阻害する要因になっているというが、著作権だけが要因ではないことも事実である。「少なくとも著作権が邪魔になっていると言われなければならないようにすべき」との意見もあるが、果たしてそうであろうか。フェアユースを導入して「著作権が邪魔になっているとは言われなくなった」けれども「ネット上の違法行為が増加し、ネットが無法地帯化した」というような結果になれば、誰にとってもメリットにはならないはずである。個別の制限規定を設けるには数年かかるというが、法改正は早ければ1年で可能なようであり、（今回のフェアユースの法改正は来年の通常国会を目指しているとの報道がされている）裁判は最高裁まで争えば3～4年かかる。そのため、法改正は必ずしも時間がかかるものとは言えない。したがって、フェアユースは導入するべきではなく、もし仮に権利制限を行うのであれば、個別の権利制限規定を設けるべきである。

該当ページ：12

概要：フェアユースの実効性を担保するため、著作権侵害に関する国民審査機関を設置すべきである。

全文：フェアユースの一般規定は必要であるということに間違いはないが、検討結果にもある通り、フェアユース一般規定が、日本人のリスク回避意識とあいまって積極的に作用しないのでは意味がない。そこで、裁判員制度にならい、著作権者の代表ではない者の中から何らかの方法で選ばれた国民が、権利侵害の主張を審査する機関を設置することを提案する。具体的には、以下のような事件を取り扱う：・特に著作権に関心のある国民の間で話題となった事件・著作権管理事業者など、著作権処理を業務委託される者が原告となる事件（この要件は、著作権侵害訴訟が私法に基づくものであることを鑑みて加えている）・フェアユースを議論する余地のある事件 最後の要件は曖昧でもあるし、実際にはフェアユース関連の事件に限定することなく、幅広く制度として導入すべきであるとも言える。審査結果については世間に広く公開し、裁判においても判決前にその意見を裁判官に伝えることで、実効性を確保できる。

該当ページ：

概要：障害等の理由から著作物へのアクセスが困難な人のための「日本版フェアユース規定」の導入をすべきである。

全文：障害等の理由により著作物へのアクセスが困難な人たちが、少なからず存在する。例えば、視覚・聴覚障害・発達障害（LD・AD/HD・高機能自閉症他）・知的障害・高次脳機能障害・上肢麻痺・高齢による機能低下・認知症・精神障害等々・・・である。このような方たちへの著作物へのアクセスを保障するために、著作権法では著作者等の権利に一部制限をかけることで実現しているが、その適用範囲や取りうる手段については限定的であるため、アクセス保障はきわめて不十分な状況であると言わざるを得ない。このことを解決する方策として、例えば「障害等の理由により、著作物へのアクセスが困難な人のために著作物を複製する行為は、いわば”見えない・聞こえない・読めない”著作物”を、”見える・聞こえる・読める”ものへと、形式変換するものであり、著作権侵害とは見なさない」などの権利制限の一般事項を設けるべきである。

該当ページ：9～

概要：日本版フェアユースの導入に反対－許諾マインドが希薄なまま導入することは文化の衰退を招く自殺行為

全文：現在の日本においては、著作権法の権利制限規程などと言うまでもなく、著作権法そのもの自体、国民が充分理解しているとは到底言えない状況である。本来は権利者の許諾が必要だが、このような例外に該当するから許諾を得ずに利用できるのだということを引きちんと理解しないまま、制限規程の恩恵に預かっている、もしくは制限規程を誤まって解釈したり都合よく解釈することによって、結果として無断利用をしてしまっているケースがいかに多いことか。その最たるものとして挙げられるのが、学校教育の現場において教員が著作物の無断利用を平然と行っていることと、報道機関が「引用」などを主張して著作物を無断利用しながら実際には「引用」などに該当しない著作物の利用を行っていることの2点である。教育と報道のいずれもが、著作権法それ自体やその背景にある文化の発展を目指す思想について啓蒙的な立場であらねばならないのに、全く逆のことを行っている。散々言われていることだが日本人は著作権の意識が希薄だということの最も大きな原因は日本の教育と報道にあると考えている。そもそもの原則である「許諾を得なければいけない」という許諾マインドが希薄である現状をそのままに日本版フェアユースなどを導入すれば混乱は必至だし、都合よく解釈した者による無断利用の横行を助長し、結果として文化の衰退を招く。またそれ自体は曖昧なフェアユース規程下においては、コンプライアンスを重視する企業にとって、あらかじめ白黒がはっきりしない著作権が関わるネットビジネスへの参画を却って萎縮させることとなると思う。日本版フェアユースの導入には反対である。寧ろ初等教育の段階から著作権教育を見直し、許諾マインドをしっかり植えつけることが第一である。

該当ページ：9

概要：フェアユースを導入するなら法律改正すべき。

全文：フェアユースは確かに流通を活性化させるには有効な手段かもしれませんが。しかし曖昧な概念である以上、どこまでがフェアユースとして取り扱うことができるのか・どこまで権利主張できるのかわかりません。中にはすべてをフェアユースとして考え、著作者に支払われるべき印税等が入ってこない状況に陥る可能性もあり、現状では危険なものと言わざるを得ないのではないのでしょうか。フェアユースという曖昧な概念で物事を進めていくのではなく、著作権法の中に明言化し、しっかりとすみ分けを行うほうが、よっぽどまじな考えのように感じます。

該当ページ：

概要：フェアユースの制限

全文：海外でフェアユースとして権利が制限されるのは、批評やニュースの報道などのごく限られた分野です。にもかかわらず、新たなビジネスへの対応としてフェアユースが語られていることに違和感を覚えます。ビジネスを重視することが、フェア（＝公正）であるとはとても思えません。抽象的に権利を制限することは、公正な利用と言いっては、違法な行為を平気で行う人が登場するはずで、違法行為が横行するような事態は避けるべきです。

該当ページ：9

概要：日本には、今までにない規定であるので慎重に導入を見定めていただきたい。また、同時に権利者の保護の施策も必要ではないかと思われる。

全文：昨今の著作権法に対する、利用者（特にネット事業者）側からの意見として、日本の著作権法がネットビジネスの創造の阻害要因になっているかのような意見が見られます。また、違法コンテンツがネット上に氾濫しているという現状を踏まえ、著作権の原則をきちんと踏まえた上での検討が必要かと思われます。著作物を利用する場合は、著作者及び著作権者の許諾を得なければならないという原則です。事業を行うために権利者の権利が損なわれないようにしなければなりません。知財サイクルの創造・保護・活用がバランスよく回転していかなければなりません。「権利制限の一般規定の導入」はこのバランスを崩し、活用ばかりが大きくなってしまいうような危惧を持っております。導入を検討されるなら、十分に権利者・利用者双方の意見を聞く必要があると思われます。また、保護の観点では、現在の著作権の登録制度の検討をする必要があると思われます。アメリカにおけるフェアユース規定は、アメリカのような著作権登録制度があるから成り立っているという側面もあるのではないのでしょうか。よって、日本版フェアユースの導入に当たっては、登録制度の見直しが必要ではないかと思われます。

該当ページ：12

概要：ベンチャー企業が創造的な事業に挑戦できる環境を整えるには、骨組みだけ決めて、後は裁判による事後解決にまかせるフェアユース規定の導入が不可欠である。

全文：「5.（1）権利制限の一般規定（日本版フェアユース規定）の導入について」「……現行の著作権法では個別の制限規定が想定していない新規分野への技術開発や事業活動に対して萎縮効果を及ぼしているという問題がある。この点については、本専門調査会のヒヤリングにおいて、事業者から同旨の意見があったほか、権利制限の一般規定は著作物の利用ルールを事後に決するというものであって、それを導入することにより、創造的な事業への挑戦を促進すべきという意見もあった。」とあるが（12 ページ）、全く同感である。わが国初の検索エンジンも米国と同じ 94 年に誕生したが、フェアユース規定のないわが国では、著作権侵害のおそれを回避するため、事前に検索するウェブサイトの了解をいちいち取る、オプトイン方式を採用した。これに対して、米国では検索されたくない場合には、ウェブサイトが、検索エンジンのホームページでその旨意思表示すれば、検索を回避できるようにする、オプトアウト方式で対応した。情報の網羅性、包括性がモノを言う検索サービスでは、両者の差は致命的である。案の定、わが国の検索サービス市場では現在、日本の著作権法が適用されない米国内にサーバーを置く、米国勢が圧倒的シェアを誇っている。日本勢はトップのシェアでも 3%にみたない。中国や韓国では国内勢が圧倒的シェアを占め、米国勢が苦戦を強いられているのと好対照をなしている。音楽ネット配信サービスでも、技術ではソニーがアップルより先行したようだが、厳格な著作権管理システムを採用したために、緩やかなシステムを採用した、後発の iPod/iTunes に抜き去られてしまった。音楽会社を抱えたソニーは、厳格な著作権管理システムを採用せざるを得なかったという事情もあった。しかし、フェアユース規定もなく、権利者よりの著作権法に守られているわが国では、ユーザーの利便性を重視した緩やかな著作権管理という発想自体が、出にくかったのは想像に難くない。後記 4 のとおり、放送関連のネットサービスでもベンチャー企業が開発した、海外に居住する日本人が日本のテレビ番組を視聴できるようにするサービスに対して、放送局が次々と著作権侵害訴訟を提起し、一件を除いて勝訴している。米国で類似の製品やサービスを開発したベンチャー企業には訴訟すら提起されていない。訴訟社会の日米逆転現象が発生しているのである。米国著作権法はフェアユースか否かを判断する場合に考慮すべき要件を四つあげているが、その中でも裁判所がもっとも重視するのは「オリジナル作品の市場を奪うかどうか」である。プレイスシフティング・サービスとよばれる上記のような放送関連サービスは、テレビ番組の市場を奪うどころか、海外居住者や出張者などの新たな需要を開拓するサービスなので、当然フェアユースに該当するからである。米国で類似の製品やサービスを開発した

ベンチャー企業家達も、自社の成功がフェアユース規定と、その規定を新技術に適用したソニー判決のおかげであると、議会で異口同音に証言している（参考文献）。ネットサービスは先に市場をおさえた者が一人勝ちする傾向がある。時間がかかる立法的解決を待っているのは競争に勝てない。骨組みだけ決めて、後は裁判による事後解決にまかせるフェアユースのような権利制限の一般条項を導入して、ベンチャー企業が創造的な事業に挑戦できる環境を早急に整えるべきである。（参考文献）城所岩生「著作物の複製・再利用を広く認める『フェアユース』規定を導入せよ」（エコノミスト 08. 9. 16）

該当ページ：12, 13

概要：報告書は個別規定が原則で、一般規定が例外であるという認識にもとづいているようだが、発想が逆で、一般規定が原則、個別規定は例外との認識に立つべきである。

全文：「5.（2）個別規定と一般規定の関係」「このため、利用者側の予見可能性や適正・迅速な裁判の確立という観点からすれば、法改正までの時間はかかるものの、個別具体的な規定の方が望ましいと考えられる。」としている（12 ページ）。そのとおりだが、最近の例をあげると、携帯電話、PC などの記録媒体を内蔵した機器の「保守、修理」時のバックアップのための一時的複製を認めた著作権法第 47 条の 3 の改正がある。04 年 8 月に業界団体が出した改正要望にもとづき、06 年 12 月に著作権法が改正され、07 年 7 月から施行された。実現までに 3 年も要したのである。訴訟リスクが全くないとはいえないが、フェアユース規定があれば、それで抗弁できると判断して、実施に踏み切る事業者もいるはずである。利用者側も予見可能性を高めるために 3 年も待たされるより、見切り発車する事業者を選ぶはずである。文化庁・著作権分科会・法制問題小委員会が先月発表した中間まとめは、以下の項目についてとりまとめて、パブリックコメントを募集した。-デジタルコンテンツ流通促進法制 -私的使用目的の複製の見直し -リバース・エンジニアリングに係る法的課題 -研究開発における情報利用の円滑化 -機器利用時・通信過程における蓄積等の取扱い -その他の検討事項 この中でも「リバース・エンジニアリングに係る法的課題」や「機器利用時・通信過程における蓄積等の取扱い」などは、フェアユース規定があれば、改正を待たずに実施に踏み切る事業者もいるはずである。報告書は続けて、「したがって、権利制限の一般規定が定められた後も、著作権法の体系においては引き続き、適法と取り扱うのが望ましい行為については、必要に応じて権利制限の個別規定を追加していくことが必要である。」としている（13 ページ）。予見可能性を高めるためには、その必要性はないとはいえないが、引き続き個別規定の追加が必要になるような一般規定ではなく、追加はあまり必要がないような一般規定とすべきである。「時は金なり」のビジネスの世界、特にマウスイヤーといわれるネットの世界で、3 年も待たされるのは禁止的でさえあるからである。以上、まとめると報告書は個別規定が原則で、一般規定が例外であるという認識にもとづいているようだが、発想が逆で、一般規定が原則、個別規定は例外との認識に立つべきである。

該当ページ：13

概要：予見可能性を一定程度担保するためにも具体的な考慮要素を掲げるべきであるが、一般規定を設ける意味をなくしてしまうような詳細な列挙は避けるべきである。

全文：「5.（3）一般規定の規定振りについて」「一般規定の実際規定振りについては、予見可能性を一定程度担保するためにも「公正な利用は許される」というような広範な権利制限を認めるような規定ではなく、「著作物の性質」「利用の目的及び態様」など具体的な考慮要素を掲げるべきである。」としている（13 ページ）。そのとおりであるが、一般規定を設ける意味をなくしてしまうような詳細な列挙は避けるべきである。米著作権法は 4 要素を掲げているが、これにより裁判所は検索サービスをフェアユースと認定してきた。第 2 要件の「著作物の性格」については、検索されるウェブサイトが著作物である点は認めつつも、ネット上に公開していることから、著作権者に若干有利に働くにすぎないとしている。また、第 3 要件の「使用部分の量及び実質性」については、ホームページ全部をコピーするのは複製権侵害のおそれが強いにもかかわらず、全部コピーしなければ、検索サービスが成り立たないこと、検索サービスの果たす社会的効用などから著作権者、検索エンジンのどちらに有利ともいえない（中立的である）と判定している。残る第 1 要件「使用の目的と性格」および第 4 要件の「著作物の潜在的市場または価値に対する影響」では、検索サービスに有利に働くとしている。以上、4 要件を総合判定して、裁判所は検索エンジンのフェアユースの抗弁を認めてきた（参考文献）。台湾もほぼ同様の一般規定を設けている（著作権法第 65 条）。以上から、具体的な考慮要素は必要最小限にとどめるべきである。報告書は続けて、「なお、その際には、これまでの裁判例、学説等も十分に検討することが必要である。」としている（13 ページ）。フェアユースを提唱している学説は散見される。しかし、裁判例は皆無である。判例で確立した法理を立法化した米国とは事情が異なる。伝統的に日本の裁判所は、権利制限規定を狭く解してきた。最高裁が検索サービスを引用であるとして、著作権侵害を否認した韓国と対照的である。判例検討の必要性を否定するつもりはないが、それが権利制限を狭める結果をもたらさないよう留意すべきである。参考文献：城所岩生『検索エンジンと米国著作権法』『国際商事法務』（07 年 5 月～08 年 2 月号）

該当ページ：

概要：現状の権利制限規定を拡大する結果を招くフェアユース規定導入は、権利者側にだけ負担を強いる結果になりかねないので反対である。

全文：権利制限の一般条項を導入することは、現状の明文化された規定にない部分を拡大することに役立つのみであると恐れます。現状の権利制限は、権利者に広く制限をかけています。図書館における複製などは、商業目的での複製を排除できず、権利者にとっては、脅威であり、販売の妨げになっております。これ以上制限規定を拡大しないようにしてもらいたい。明文による規定に慣れていた現状に、その場その場の解釈による規定を持ち込めば、混乱を招きかねない。運用面でも、制度面でも問題があると思う。

該当ページ：2

概要：権利制限の一般規定導入は、安易な産業振興のために行うべきではない

全文：権利制限規定を設けるにしても、あくまで例外的な措置であって、「現行の著作権法では、個別事例に沿って権利制限を定めているので、これらに該当しない行為は、権利者の利益を不当に害さないとしても、形式的に違法となってしまう」としても、直ちに「権利者の利益を不当に害しない公正な利用であれば、許諾なしに著作物を利用できるようにする権利制限の一般規定を設ける」必要はない。

該当ページ：11～13

概要：規定の導入後も「公正な利用」であるか否かの判断が問題となる点は現状と変わらず、混乱するのではないか。

全文：まず、現在の著作権法で設けられている権利制限規定についてですら、正しい知識を持っている一般人がどの程度いるのか疑問に思います。特に権利侵害をするつもりがなくとも著作権侵害となる事例は数多くあります。以前に、テレビドラマを個人的に録画したものをダビングして、家族など限られた範囲外の友人などに贈る行為も実は著作権の侵害であると聞き、驚いたことがあります。多くの人は、子の程度の行為は許されると考えているのではないのでしょうか。そこへもしも、報告書にある「フェアユース」の考え方が導入された場合、一般の人が「この程度なら侵害とならない」と考える範囲がさらに広がり、権利者との間の認識のずれが大きくなり混乱するのではないかと思います。この案の中では、実際の規定は広範な権利制限を認めるような規定ではなく、具体的な考慮要素を掲げるべきである旨付言されていますが、考慮要素を示した規定であっても、フェアユースの根本的な考え方が「公正な利用」という曖昧な概念に基づくものである以上、広く権利制限を認めたことと同様の意味を持ってしまうと思います。さらに、報告書は、新しいビジネスの推進を主眼にフェアユース規定の導入を勧めているように読めます。主にネット関連ビジネスの中で、現行の法律では著作権侵害となる事態をこの規定によって一気に適法化し、事業者のリスクを減らそうという趣旨であれば、安易すぎると考えます。

該当ページ：11

概要：日本版フェアユースの導入に当たっては、営利団体／非営利団体の区別を問わず、研究開発における情報利用に伴う複製等を許可する方向で検討をお願いしたい。

全文：日本版フェアユースの導入に当たっては、営利団体／非営利団体の区別を問わず、研究開発における情報利用に伴う複製等を許可する方向で検討をお願いしたい。情報処理の分野は、日本の著作権法の厳しさのため、世界的に（特に米国と比べて）大きな遅れをとってしまった。Google に代表される Web 検索技術の分野が端的な例である。情報処理分野の研究は、大学などの非営利団体も行っているが、研究の中心は企業であることを考えると、技術開発における国際的な競争力を取り戻すためにも営利団体についてもフェアユース規定の恩恵を受けられるような改革を切望する。

該当ページ：12

概要：一般規定を設けるという結論について個別規定のみの設定だけで良いと思います。企業が判例を探して判断出来たとしても、皆が皆できるかという無理だからです

全文：権利制限の一般規定を設ける、という結論についてですが、私は個別規定のみの設定だけで良いと思います。企業が判例を探して判断することは出来たとしても、一個人がそれを皆が皆できるかというそれは無理だからです。また、訴訟リスクの増加という点でも問題点は多いと思います。例えば「(限定列举事例になく)公正な利用だと思ったから」と利用して権利者から訴えられる。または、利用者がそのように判断して商売をしたが「権利者が許諾しないのは問題だ」と訴える。これでは利用する人も権利を持っている人も同じく訴訟リスクを抱える話だと思います。紛争がわざわざ予見できる規定を設けるのは、訴訟経済上も問題があるのではないのでしょうか。もし現実に列举事例で間に合わないのであれば、そこだけを焦点にすればいいと考えます。

該当ページ：12

概要：創造的な事業への挑戦を促進すべきであるという点と権利者が権利主張することに対して制限することが相関関係にあるとは言い切れないと思います。

全文：創造的な事業への挑戦を促進すべきであるという点はそのとおりだと思いますが、その点と、権利者が権利主張することに対して制限することが相関関係にあるとは言い切れないと思います。具体的な検証が無い中で制限条項を広げる結論は出すべきではないと思います。

該当ページ：2

概要：フェアユースを提唱しながら、ビジネスユースを謳っている。日本ビジネス全般を視野に入れず、非常に偏った意見で日本文化の将来を危惧せざるを得ない

全文：ビジネスを成功させるため、また起業家により立ち上げやすくするためには、許諾権を報酬請求権にし、業務を簡便にし、スピーディーにしなければ世界の競争に勝てない、だから安易に誰もすぐに使えるような制度改革「日本版フェアユース」の必要性を説いている。勿論、権利者の利益を不当に害さないことを前提に謳っているが、具体的には一切触れていない。フェアユースそのものに反対するものではないが、安易な産業振興のために行われるべきものではない。

該当ページ：9

概要：日本版フェアユース規定の制定に合わせてクリエイティブコモンズを著作者に使用を促すことによって違法な利用行為の蔓延を防ぐの効果を得られないか。

全文：『一般規定の導入により違法な利用行為が蔓延するのではないか、司法の判断によってしか解決できないこととなる結果、権利者に更なる負担を強いることになるのではないか』という2つの予想される問題に対して、クリエイティブコモンズをはじめとする著作権者による意思の表明の徹底をあらかじめ促しておくことにより問題行動を一定数減じることができるのではないか。

該当ページ：

概要：早急に立法化されたい。フェアユース規定に多くの要件を設けることは不要であるばかりか有害である。

全文：フェアユースは、アメリカ等で規定されており、日本がこれまでフェアユースが規定されていないことは非常に問題であった。利用者にとって、フェアユース規定の創設は待ち望んでいたことであり、一日も早く立法化されたい。ただ、フェアユースに対しては、「著作物の性質」「利用の目的及び態様」など具体的な考慮要素を掲げるべきとされているが、これらはいずれも「公正な利用」の一要素であり、このような抽象的な要件を多数設けることは、裁判実務上混乱を招くばかりか、法予測可能性を失わせ、フェアユースを死文化することになる。また、権利者の強い意向により、無用な限定を設けること等があってはならない。利用者の見地から利用しやすい法文とされたい。

該当ページ：11

概要：権利制限の一般規定の早期導入を求めます

全文：現状は一億総犯罪者となりかねない法制度（例えば、会社でホームページを印刷することも、違法となりうる）であり、早急にこのような状態を是正する必要があると考えます。さらに、形式的に違法となってしまうような利用態様について、利用者が過度に萎縮した状態になってしまっており、文化の発展の観点からも、権利制限の一般規定の導入は早期に実現されるべきことと考えます。なお、権利者団体を代表される方が第8回の本専門調査会にて意見を述べられていますが、要するに、現行法の下では特定の権利制限規定にあたらぬ限り、無許諾複製は違法なので利用者が萎縮してくれているが、一般規程が導入されたら萎縮効果がなくなり訴訟が増えてしまう、ということを懸念していることが分かります。この考え方には、萎縮している部分に本来適法であるべき利用行為がないか、という視点が全く欠落しており、むしろ何が適法であるかは自分たちが決める、と言わんばかりの傲慢さすら感じます。本来適法であるべき利用行為には著作権者の権利は及ばない、ということを確認する意味でも、権利制限の一般規定の導入は必要です。